

## 令和4年第2回砂川市議会定例会

令和4年6月13日（月曜日）第1号

### ○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
  - 議事日程報告
  - 議長諸般報告
  - 表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて
  - 報告第 2号 下水道事業会計予算の繰越について
- 日程第 6 議案第 5号 普通財産の売払いについて
- 日程第 7 議案第 2号 砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
  - 議案第 3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 4号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算  
[予算審査特別委員会]
- 散会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
  - 増井 浩一議員
  - 武田 真議員
  - 議事日程報告
  - 議長諸般報告
  - 表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定
  - 自 6月13日
  - 至 6月16日
  - 4日間
- 日程第 3 主要行政報告

- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて  
報告第 2号 下水道事業会計予算の繰越について
- 日程第 6 議案第 5号 普通財産の売払いについて
- 日程第 7 議案第 2号 砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について  
議案第 3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 4号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算  
[予算審査特別委員会]

○出席議員（11名）

議 長 水 島 美喜子 君	副議長 増 山 裕 司 君
議 員 中 道 博 武 君	議 員 多比良 和 伸 君
佐々木 政 幸 君	武 田 真 君
飯 澤 明 彦 君	増 井 浩 一 君
北 谷 文 夫 君	沢 田 広 志 君
小 黒 弘 君	

○欠席議員（1名）

辻 勲 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	信 太 英 樹
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	湯 浅 克 己
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部長	井 上 守
兼 会 計 管 理 者	
総 務 部 審 議 監	安 原 雄 二

市 民 部 長	河 原 希 之
保 健 福 祉 部 長	安 田 貢 久
経 済 部 長	中 村 一 久
経 済 部 審 議 監	東 正 人
建 設 部 長	近 藤 恭 史
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	山 田 基
病 院 事 務 局 審 議 監	洪 谷 和 彦
総 務 課 長	板 垣 喬 博
政 策 調 整 課 長	玉 川 晴 久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	峯 田 和 興
指 導 参 事	小 林 晃 彦
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	井 上 守
-----------------------	-------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 村 一 久
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	為 国 修 一
事 務 局 次 長	川 端 幸 人
事 務 局 主 幹	斉 藤 亜 希 子
事 務 局 係 長	野 荒 邦 広

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから令和4年第2回砂川市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 本日の会議を開きます。

本日の会議に遅参の届出のあった方を事務局長に報告させます。

○議会事務局長 為国修一君 本日の会議に遅参の届出がありました議員は、辻勲議員であります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 水島美喜子君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、増井浩一議員及び武田真議員を指名いたします。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、全国市議会議長会第98回定期総会におきまして、同会の表彰規程により表彰を受けておりますので、ただいまから伝達を行います。

したがって、この間議長席を離れますことをお許し願います。

[表彰伝達]

◎日程第2 会期の決定

○議長 水島美喜子君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月16日までの4日間にしたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、会期は4日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 水島美喜子君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

6ページ、総務部政策調整課の関係では、3点目の地域再生計画の認定について、地方

自治体の行う地方創生の取組に対し寄附を行った企業が税制上の優遇措置を受けられる地方創生応援税制による寄附採納を可能とするため、地域再生法に基づき策定した地域再生計画を内閣総理大臣に提出し、3月31日付で認定を受けたところであります。

次に、4点目の地域おこし協力隊について、移住定住施策に関する活動に従事してもらうため、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、地域おこし協力隊員の募集をしたところ、4名の応募があり、書類選考及び面接を行い、1名を4月1日より採用したところであります。

次に、8ページ、市民部市民生活課の関係では、8点目の交通安全運動について、(2)に記載してございますが、主な啓発運動として旗の波街頭啓発など5つの運動を実施しているところであります。

次に、11ページ、保健福祉部社会福祉課の関係では、4点目の小学校の適正配置に伴う「学童保育所のあり方についての意見を聞く会」について、6月1日、砂川天使幼稚園において、令和8年度に小中学校が義務教育学校として統合されることに伴い、今後の学童保育のあり方などについて意見を聞く会を開催し、当該幼稚園を利用している保護者7名が出席したところであります。

次に、12ページ、5点目の新型コロナウイルス感染症への対応について、保育所及び学童保育所を利用する児童、職員の感染状況につきましては、(1)に記載のとおりであります。また、この感染に伴い、保育所及び学童保育所では臨時休所2件、クラス閉鎖5件、給食提供休止1件の対応を図ったところであります。

次に、15ページ、ふれあいセンターの関係では、4点目の新型コロナウイルス感染症ワクチンの追加接種について、3回目のワクチン接種となる追加接種について、2月以降、ふれあいセンター及び市立病院での集団接種を実施し、市外医療機関等での接種者を含め、接種対象者の8割以上が接種または予約を終えたことにより、恒常的な集団接種人数の確保が難しい状況となったことから、6月1日から市内5医療機関での接種体制へ変更したところであります。また、5歳から11歳の小児に対するワクチン接種について、3月22日から接種会場を市立病院として集団接種を開始したところであります。

次に、5点目の砂川市新型コロナウイルス感染症対策本部の会議等について、3月4日から4月15日までに本部の会議を3回開催し、3月6日を期限とするまん延防止等重点措置期間の3月21日までの延長に伴う措置、同措置終了後の北海道の対策等について情報共有を図るとともに、公共施設の取扱い、市が主催する行事及び市ホームページ等での市民への周知などの対応について協議したところであります。

次に、16ページ、経済部商工労働観光課の関係では、2点目の国道一直線商店街花いっぱい運動について、5月26日、27日の両日、砂川商店会連合会が実施主体、砂川市、砂川商工会議所が支援団体となり、北海道開発局のボランティア・サポート・プログラム事業を活用し、植樹柵に植花を行ったところであります。実施区間は国道12号北5丁目

から南12丁目までの総延長2,300メートル、植樹柵数は221柵、花種はマリーゴールド4,800株、柵管理者は地先商店主等の197人であります。

次に、3点目の砂川「もっと花いっぱい運動」について、5月26日、27日の両日、中心市街地の活性化を図るための事業の一環として、JR砂川駅前から砂川市立病院までの通りと十字街沿線を地先の商店等が主体となり、地域住民ボランティアの参加を受けて植樹柵やプランターに植花を行ったところであります。実施区間は道道砂川停車場線、北2丁目線、南1丁目線で総延長300メートル、植樹柵数は37柵、花種はマリーゴールド2,640株、柵管理者は地先商店主等の32人であります。

次に、4点目の「第1回まちづくりアワード」特別賞の受賞について、国土交通省において、地域の価値向上を図る先導的な取組や従来にないアイデアによる魅力的取組などの中から、特に優れた取組を表彰することを目的に創設された「第1回まちづくりアワード」の構想・計画部門に地域ブランド構築事業を応募したところ、国土交通大臣賞に次ぐ特別賞を受賞したところであります。

次に、18ページ、10点目の地域おこし協力隊について、商店街・観光振興事業に関する活動に従事してもらうため、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、地域おこし協力隊員を募集したところ、3名の応募があり、書類選考及び面接を行い、1名を5月1日より採用したところであります。

次に、19ページ、農政課の関係では、4点目の農作物の生育状況について、生育状況は平年並みか平年より早く進んでいるところであります。

次に、20ページ、10点目の地域おこし協力隊について、農作業支援に関する活動に従事してもらうため、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、地域おこし協力隊員を募集したところ、1名の応募があり、面接を行い、4月1日より委嘱したところであります。

次に、21ページ、開発推進課の関係では、3点目の砂川駅前地区整備基本設計書の策定について、3月30日、パブリックコメント等を踏まえ、「砂川駅前地区整備基本計画」に基づき、建物配置や外観などの概要を定めた砂川駅前地区整備基本設計書を策定したところであります。

次に、23ページ、建設部土木課の関係では、4点目の都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定に向けた取組について、3月23日、第2回砂川市都市計画審議会を開催し、砂川市都市計画マスタープラン（案）及び砂川市緑の基本計画（案）が承認された後、市長へ答申を行ったところであります。

次に、24ページ、建築住宅課の関係では、1点目の砂川市公営住宅等長寿命化計画の策定に向けた取組について、3月31日、策定委員会での協議、北海道との策定協議を踏まえ、本市の公営住宅等の長期的な維持管理、修繕・改善計画の見直しについて具体的に示した「砂川市公営住宅等長寿命化計画」を策定したところであります。

次に、25ページ、8点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、各事業の

2月から4月までの交付件数及び交付金額は、(1) 永く住まいる住宅改修補助金は26件、614万3,000円、(2) まちなか住まいる等住宅促進補助金は17件、875万7,000円、(3) 高齢者等安心住まいる住宅改修補助金は5件、105万2,000円、(4) 住宅用太陽光発電システム導入費補助金は3件、62万2,000円、(5) 老朽住宅除却費補助金は6件、220万円をそれぞれ交付したところであります。

次に、26ページ、9点目の住み替え支援事業について、各事業の2月から4月までの交付件数及び交付金額は、(1) 登録物件促進補助金は3件、30万円、(2) 同居近居促進補助金は3件、30万円、(3) 子育て支援補助金は9件、130万円、(4) 移住促進補助金は10件、200万円、(5) 医療・介護従事者移住定住促進補助金3件、30万円をそれぞれ交付したところであります。

次に、29ページ、市立病院の関係では、2点目の令和4年度附属看護専門学校の入学状況について、一般入学受験者34名のうち、合格者23名、推薦入学試験合格者7名、合計30名の学生が4月14日に入学したところであります。本年度当初の各学年在籍状況は、1年生30名・2年生28名・3年生31名の総数で89名となったところであります。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

#### ◎日程第4 教育行政報告

○議長 水島美喜子君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。2点目の小・中学校の現況について、5月1日の学校基本調査による現況では、学級数は普通学級及び特別支援学級を合わせ、小学校で2学級の減、中学校で2学級の増となりました。児童生徒数は、小学校で11人、中学校で11人それぞれ減少し、全体で22人の減少となりました。

次に、3点目の令和4年度全国学力・学習状況調査について、4月19日に実施し、対象と科目は小学6年生は国語、算数、理科、中学3年生は国語、数学、理科であり、調査人数は小学6年生96人、中学3年生107人でありました。

次に、4点目の令和4年度第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会について、4月15日にウェブ上で開催され、令和5年度及び6年度の募集学級数等の計画内容については、調整・精査の上、次回の協議会で提示するとされました。

次に、2ページ、5点目の生徒の個人情報の流出について、3月4日、記載の学校において、卒業生の氏名及び生年月日の個人情報が第三者に流出する事故が発生しました。情報が流出した経緯については、3月4日に中学校で卒業証書の作成委託をしていた印刷業

者に製品の一部修正を依頼した際、電子メールによる名簿データの提供を求められたことから、前日に受信していた当該業者のメールアドレスに返信する形でデータを提供したところ、メールが受信されていない状況が確認されました。このため、印刷業者に電話にてメールアドレスを確認し、データを再送信しましたが、3月7日の納品時に改めて当該業者に確認を行ったところ、先に送信した宛先は不明者による偽りのメールアドレスであることが発覚し、第三者に個人情報を流出したことが判明いたしました。これにより、学校では3月8日に事故報告書を作成し、市教委を介して空知教育局へ提出するとともに、保護者に対して謝罪を含めた報告文書の配付を行い、加えて教職員に対して個人情報の危機管理の徹底について指導しました。

次に、6点目の新型コロナウイルス感染症への対応について、(1) 児童・生徒の感染状況及び小中学校の臨時休業について、5月31日現在の児童生徒の感染状況につきましては記載のとおりであります。同日現在の学校臨時休業の状況につきましては、小中学校合計で学級閉鎖が2件、学年閉鎖が19件、学校閉鎖が1件の計22件でありました。

次に、3ページ、学校再編課所管では、1点目の砂川市立小中学校適正配置に関わる各委員会の開催について、(1) 令和3年度第7回砂川市立小中学校統合準備委員会について、3月18日に市役所で開催し、中学校統合に向けた提言書について協議を行い、委員参加者は19人でありました。(2) 令和4年度第1回砂川市立小中学校統合準備委員会について、5月31日に市役所で開催し、委嘱書の交付、経過の説明、協議内容等の確認を行い、委員参加者は20人でありました。

次に、2点目の中学校統合に向けた提言書の受理について、3月25日、第7回砂川市立小中学校統合準備委員会において取りまとめられた「中学校統合に向けた提言書」が教育委員会へ提出されました。

次に、3点目の砂川市義務教育学校基本構想の策定について、(1) パブリックコメントの実施について、3月1日から3月31日まで、砂川市義務教育学校基本構想(案)に対するパブリックコメントを実施したところ、2名から11件の意見があり、意見の概要と市の考え方を市ホームページで公表いたしました。(2) 基本構想の策定について、パブリックコメント等を踏まえ、義務教育学校の開校に関わる小中一貫教育の取組や建設の基本的な方針等を定めた基本構想について、4月20日開催の第4回砂川市教育委員会会議定例会において決定しました。

次に、4ページ、スポーツ振興課所管では、1点目の地域おこし協力隊の任用について、総合体育館でトレーニングルーム機器を使用した指導及び健康増進に係る事業に従事してもらうため、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、新たな地域おこし協力隊員を募集したところ、2名の応募があり、書類選考及び面接を行い、1名を5月1日より採用しました。これにより、既に任用している2名と合わせ、3名体制といたしました。

次に、2点目の北海道B&G地域海洋センター連絡協議会について、5月18日に役員

会を書面会議で行い、5月23日に総会を地域交流センターゆうで開催し、令和3年度の事業報告及び決算報告と令和4年度の事業計画案及び予算案について承認されました。

次に、5ページ、図書館所管では、2点目のリサイクル本コーナーについて、4月22日から5月30日までの期間、館内閲覧スペースにて、除籍本等の活用のため、冊数に制限なく自由に持ち帰ることのできるリサイクル本コーナーを設置しました。期間中は延べ382人が来館し、721冊の本を提供しました。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

◎日程第5 報告第1号 繰越明許費の繰越しについて

報告第2号 下水道事業会計予算の繰越について

○議長 水島美喜子君 日程第5、報告第1号 繰越明許費の繰越しについて、報告第2号 下水道事業会計予算の繰越についての2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 井上 守君 (登壇) 報告第1号 繰越明許費の繰越しについてご報告申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

令和3年度砂川市一般会計繰越明許費繰越計算書に基づき、ご説明をいたします。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、住民基本台帳システム改修事業は金額355万3,000円、3款民生費、1項社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業は金額9,839万5,000円、同じく2項児童福祉費、事業名子育て世帯等臨時特別支援事業は金額100万2,000円、8款土木費、4項都市計画費、事業名、大規模盛土造成地調査事業は金額1,831万7,000円、10款教育費、2項小学校費、事業名、感染症対策等支援事業は金額450万円、同じく3項中学校費、事業名、感染症対策等支援事業は金額180万円、全額を翌年度に繰越するものであります。財源内訳につきましては、未収入特定財源は国庫支出金であり、合わせて繰り越すものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 (登壇) 報告第2号 下水道事業会計予算の繰越についてご報告を申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき建設改良費を繰越いたしましたので、同条第3項の規定により報告をするものであります。

令和3年度砂川市下水道事業会計予算繰越計算書に基づき、ご説明をいたします。1款

資本的支出、1項建設改良費、事業名、流域下水道整備事業費、予算計上額1,297万4,000円ありますが、本市が建設費の一部を負担する北海道の事業において年度内の完成が見込めないため、676万円を翌年度に繰越しするものであります。財源内訳につきましては、主に地方債であり、合わせて繰越しするものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより報告第1号及び第2号の一括質疑に入ります。  
質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号及び第2号を終わります。

◎日程第6 議案第5号 普通財産の売払いについて

○議長 水島美喜子君 日程第6、議案第5号 普通財産の売払いについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 井上 守君（登壇） 議案第5号 普通財産の売払いについてご説明いたします。

提案の理由であります。砂川市が所有する道央砂川工業団地用地を株式会社ほくやくに売り払うことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格が2,000万円以上かつ面積が5,000平方メートル以上の財産の処分に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

1、土地の表示につきましては、砂川市西7条北22丁目122番9の地目、雑種地、2万6,864平方メートルであります。

2、予定価格は、5,372万8,000円であります。

3、売払いの相手方は、札幌市中央区北6条西16丁目1番地5、株式会社ほくやく代表取締役社長、眞鍋雅信氏であります。

3ページには附属説明資料として道央砂川工業団地用地売払い図を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） ただいま普通財産の売払いということで、工業団地の土地開発公社から市が買い上げた土地が売れたということだと思っておりますけれども、最近市の買い上げた土地が結構売れていて、いい傾向かと思っているのですが、お伺いしたいのは、

今回買っていただける株式会社ほくやくさん、こちらは今も工業団地の中で営業されている会社だと思うのですけれども、ほくやくさんは今回購入された土地をどんな形で利用されようとしているのか、この辺についてまず1点。

2点目としては、もし建物なんかを建てるといいことがあれば、どんな予定でされようとしているのか、分かる範囲でいいのですけれども、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 (登壇) 本件につきましては、工業団地内の案件でございます。これまで商工労働観光課が窓口となって対応していることから、私からご答弁申し上げます。

初めに、売却した土地の利用方法であります。このたびの売却の相手方は医薬品卸売業の株式会社ほくやくであります。同社は持ち株会社であるほくやく・竹山ホールディングスの参加企業の一つであり、現在道央砂川工業団地内に事業所を設けているほか、札幌圏を中心に事業を展開されております。今般購入する土地につきましては、当該持ち株会社の参加企業の市外を含め4つの事業所を集約するとともに、物流拠点の建設地として利用すると聞いております。

次に、今後の予定でございますが、先ほどご説明したとおり、事業所及び物流の拠点ということでございます。今後の施設整備等のスケジュールにつきましては、今年度に工事に着手しまして、来年度中の竣工を予定しているとお伺いしているところでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 建物も建てていただいて、物流の拠点事業所ということで来年度には動かれるというお話でした。多分従業員の方々も少し増えるとかといううれしい結果になるのではないかとと思うのですけれども、提案されたのが総務部長で、お答えされているのが経済部長なのですけれども、この土地は現場へ行ってみると草がぼうぼうなのです。牧草が植わっているのか雑草なのかは分かりませんが、北海道スイコーさんの南側の土地なのですが、相当広い土地で、草の量も相当で、この辺のところは現状のままで引渡しということになるのか。それから現場へ行ってみると、ほくやくさんが買われたところの周辺というか、まさに対面する道路なのですけれども、工業団地では大体メインのところは舗装されているのですが、ここの両横が全く舗装されていない状況なのですけれども、この辺のところも理解していただきながらの購入なのかということもお伺いをしたいと思います。未舗装の道路をこれからそのままにしておくのかどうかということも、経済部長のお立場で答えられるのであればお答えをお願いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 土地に雑草がということでございますが、今の企業さんのお話の中では、現状のままということをお話を進めているところでございますし、また議員

さんおっしゃるとおり、今般売却する土地の周辺の道路につきましては未舗装の部分がございます。こちらにつきましては、今後事務所及び物流拠点の位置関係等も企業さんにお伺いをしながら、今建設サイドとは打合せをしております、整備する、しないの検討はこれからさせていただきたいと存じます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号 砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第7、議案第2号 砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算の4件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部審議監。

○総務部審議監 安原雄二君 (登壇) 議案第2号 砂川市情報通信技術を活用した行政の通信に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由は、情報通信技術を活用した方法による行政手続に関し必要となる事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資するため、本条例を制定しようとするものであります。

初めに、本条例を制定する経過についてであります。令和元年5月に国の行政手続のオンライン化を可能とする行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正

され、法律名も情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律となりました。地方公共団体につきましては、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例または規則に基づく手続について情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならないとの努力義務が定められました。また、市では令和4年4月より、市役所へ来庁することなく、パソコンやスマートフォン等から手続が行える2つの電子申請を開始しておりますが、今後も電子申請で行える手続の拡大やマイナンバーカードを使った電子申請を可能とするためにも、本条例の制定が必要となったところであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例であります。11条立てで構成されており、第1条から順次ご説明申し上げます。

第1条は、目的の定めであり、この条例は、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、情報通信技術（デジタル社会形成基本法第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）を利用する方法により行うために必要となる事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とすると定めるものであります。

第2条は、定義の定めであり、この条例において、第1号から第10号までに掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものであります。

第3条は、電子情報処理組織による申請等の定めであり、第1項は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ）を使用する方法により行うことができると定め、3ページを御覧願います。第2項は、前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用すると定め、第3項は、第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなすと定め、第4項は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名または名称を明らかにする措

置であって規則で定めるものをもって代えることができると定め、第5項は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができることと定め、第6項は、申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とすると定めるものであります。

第4条は、電子情報処理組織による処分通知等の定めであり、第1項は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限りと定め、第2項は、前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用すると定め、第3項は、第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなすと定め、4ページを御覧願います。第4項は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定に関わらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができると定め、第5項は、処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用す

る部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。) 」とすると定めるものであります。

第5条は、電磁的記録による縦覧等の定めであり、第1項は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができると定め、第2項は、前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用すると定めるものであります。

第6条は、電磁的記録による作成等の定めであり、第1項は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができると定め、第2項は、前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用すると定め、第3項は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができると定めるものであります。

第7条は、適用除外の定めであり、次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しないと定めるものであり、第1号は、手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの、第2号は、手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）と定めるものであります。

5ページを御覧願います。第8条は、添付書面等の省略の定めであり、申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって、当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区

分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないと定めるものであります。

第9条は、手続等に係る情報システムの整備等の定めであり、第1項は、市は、市の機関等に係る手続等における情報通信技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定め、第2項は、市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならないと定め、第3項は、市は、市の機関等に係る手続等における情報通信技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものと定めるものであります。

第10条は、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表の定めであり、市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとするものと定めるものであります。

第11条は、委任の定めであり、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

続きまして、7ページを御覧いただきたいと存じます。議案第2号附属説明資料、砂川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則についてご説明申し上げます。

第1条は趣旨の定めであり、第2条は定義、第3条は申請等に係る電子情報処理組織を定めるものであります。

第4条は、電子情報処理組織による申請等の定めであり、第1項は電子計算機からの入力について、第2項は電子署名と電子証明書の送付について、第3項では書面等を複数必要とする申請等について定めるものであります。

8ページを御覧願います。第5条は申請等に係る氏名又は名称を明らかにする措置の定めであり、マイナンバーカードを使用した電子署名とそれに係る電子証明書の送信について、第6条は情報通信技術による手数料の納付について、第7条は申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合を定めるものであります。

第8条から第12条までは、処分通知等の定めであります。

9ページを御覧願います。第13条は、電磁的記録による縦覧等の定めであります。

10ページを御覧願います。第14条から第15条は、電磁的記録による作成等、作成等に係る氏名又は名称を明らかにする措置を定めるものであります。

第16条は適用除外、第17条は条例第8条の規則で定める書面等及び措置、第18条

はその他の定めであります。

附則として、この規則は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 河原希之君（登壇） 議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が減少したこと等による被保険者に係る国民健康保険税の減免の特例規定に関し、対象となる期間を延長するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市税条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第3号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分についてはアンダーラインを表示しております。

附則第39条は、新型コロナウイルス感染症等の影響による保険税の減免の特例の定めであり、同条中「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君（登壇） 議案第4号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に係る保険料の減免の特例規定に関し、対象となる期間を延長するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市介護保険条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

附則第8条は、新型コロナウイルス感染症等の影響による保険料の減免の特例の定めであり、同条中「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 井上 守君（登壇） 議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算に

ついでご説明を申し上げます。

今回の補正は、第2号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億542万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ133億1,487万3,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるものは今補正による臨時事業であります。

14ページをお開き願いたいと存じます。2款総務費、2項1目徴税費で一つ丸、市税の賦課事務に要する経費で土地鑑定評価委託料334万4,000円の補正は、令和6年度の固定資産の評価替えに当たり、土地評価額は自治事務次官通知によると地価公示価格、地価調査価格のほか、不動産鑑定士、または鑑定士補による鑑定評価を求め、その鑑定評価価格を活用することと定められていることから、納税者への説明責任及び評価の適正化を図るため、不動産鑑定士による鑑定評価を行うものであります。次に、同じく一つ丸、市税の徴収事務に要する経費で地方税共通納税システム改修委託料407万円の補正は、令和元年10月から全ての地方公共団体において地方税共通納税システムによる電子納付を取り扱っておりますが、令和5年4月よりこれまでの法人市民税と個人市民税特別徴収に加え、固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割の税目が追加され、この新たな3税目については納付書での地方税統一QRコード活用による電子納付が実施できるようシステム改修を行うものであります。

次に、16ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業に要する経費2,011万1,000円の補正は、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策において真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、令和3年度に本給付金を受給していない令和4年度住民税非課税世帯に対して1世帯10万円の臨時特別給付金を支給するもので、住民税非課税世帯等臨時特別給付金2,000万円、事務経費として消耗品費などその他の経費11万1,000円であります。

同じく2項1目児童福祉総務費で二重丸、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に要する経費2,173万7,000円の補正は、同じく緊急支援対策において、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対して特別支援金を支給することにより生活支援を行うものであります。支給対象者は、児童扶養手当受給者の低所得のひとり親世帯、住民税非課税の子育て世帯等のその他低所得の子育て世帯とし、児童1人当たり5万円を支給するものであります。職員手当22万4,000円は職員の時間外手当であり、システム改修委託料131万5,000円は児童扶養手当システム等を改修するものであり、子育て世帯生活支援特別給付金2,000万円のほか、事務経費として消耗品費などその他の経費19万8,000円であり

ます。同じく二重丸、地方創生臨時交付金事業（原油価格・物価高騰対応分）に要する経費2,003万3,000円の補正は、同じく総合緊急対策において、地方公共団体がコロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充され、国から4月28日付で令和3年度の国の補正予算分として2,554万7,000円、令和4年度の国の予備費分として7,664万円、合計1億218万7,000円の交付限度額の通知を受けたところではありますが、その一部を活用し、子育て支援給付金支給事業として国による子育て世帯生活支援特別給付金の受給者に対して同額の給付金を上乘せして支給することにより、生活支援を行うものであります。子育て支援給付金2,000万円は給付金の合計額であり、その他の経費3万3,000円は振込手数料であります。

次に、18ページ、6款農林費、1項1目農業委員会費で一つ丸、農業委員会の運営に要する経費80万9,000円の補正は、農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、農業委員会は令和6年度中に10年後の目指すべき農地利用の姿、目標地図の素案の作成をすることから、農業委員が農業者の意向を把握、反映させる作業を効率的に進められる農地1筆ごとの情報を表示する機能のほか、農業委員の活動記録簿を自動的に作成、集計する機能が利用できるタブレット端末を導入するための備品購入費49万1,000円、消耗品費、通信運搬費、アプリの使用料であります。

次に、20ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費で中小企業等振興補助金29万4,000円の補正は、砂川市中小企業等振興条例に基づき、新たな需要や雇用の創出等を目指す創業者に対し、販路拡大及び売上拡大に必要な経費の一部を補助することにより、継続的な経営に向けた支援を行うものであります。同じく二重丸、地方創生臨時交付金事業（地域経済対応分）に要する経費で中小企業振興対策事業、飲食業限定プレミアム商品券発行事業補助金1,095万8,000円の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として客足が戻らず、厳しい状況が続いている飲食業に限定した商工会議所、社交飲食業協会、北観協、砂川市の共催によるプレミアム商品券発行事業に補助することで売上げの早期回復を支援するものであります。

次に、22ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で一つ丸、除排雪に要する経費で除雪車運行管理システム構築委託料2,407万円の補正は、除排雪作業におけるオペレーターの事務作業時間の短縮及び安定した除排雪サービスを提供するため、除雪車に設置するGPS端末から位置情報や稼働時間を自動で取得、集積する運行管理を行うシステムを導入するものであり、またシステム導入に必要な地図のデジタル化を併せて行うものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。15款国庫支出金で9,788万9,000円の補正は、住民税非課税世帯等臨時特別給

付金支給事業費、子育て世帯支援特別給付金支給事業費、地方創生臨時交付金事業費及びデジタル田園都市国家構想推進交付金事業費補助金であります。

次に、16款道支出金で54万3,000円の補正は、農地利用最適化交付金事業及び情報収集等業務効率化支援事業補助金であります。

次に、19款繰入金で699万4,000円の補正は、財源調整のため、財政調整基金を繰り入れるものであります。

以上が歳入であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時16分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第2号の総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、議案第2号です。情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例ということで、今までこの手のものといったらICTだとかITだとか、いろいろ片仮名がたくさんあるのだらうと思って、条例を読んでいくとほとんど片仮名がなくて、かえってそれが分かりづらくなっているのかという気もしないでもないのですけれども、なかなか難しい条例なのですが、1点目に条例の制定で市民にもたらされるメリットについてをまずお伺いします。

2点目なのですけれども、先ほど提案説明でも2点ぐらいですか、今はやっているということもありながらなののですけれども、当面の間はどのような事業が行われるのか、具体的に教えていただきたいと思います。

それから、条例を読んでいきますと、申請等について当然手数料や使用料が発生すると思うのですけれども、その場合はどのような取扱いになるのかをお伺いします。

4点目で、条例の第3条とかでは申請等をする者、また条例第4条では処分通知等を受ける者について、ここからなののですけれども、対面により本人を確認すべき事情がある場合、また原本を確認する必要がある場合というのが出てきます。IT、ICTなんかでやっていく中で、本人をしっかりと確認しなければならなかったり、原本というのは書類だと思ってしまうので、それを確認するときについて、こういうことがこの条例の下でどんどん進められていくと思うのですけれども、必要がある場合、今の現状の行政事務の中でどんなこ

とがその辺に当たるのか、具体的な事例と、またその対応についてをお伺いしたいと思います。

5点目には、こうやってインターネットやデジタルということによってどんどん便利になっていくことにはなるのでしょけれども、ただ砂川市の場合はインターネットの利用については市民の皆さんの中で差がどうしてもあるかと思うのです。とても得意な方もいらっしゃるけれども、特に高齢者の方なんかはパソコンも持っていないし、インターネットも引いていないとかという方々も多いと思っていますけれども、市としてはその辺の対応についてどのように考えていらっしゃるのか。

最後なのですけれども、いろいろなことで新聞報道等でもよく見られるように、国の機関なんかでも情報が漏れていたりとか、あるいはハッカー等にやられて情報が漏れていたりというのが結構ニュースとして上がってきます。砂川も今後こういう情報通信技術ということによってどんどんやっけていこうとするときに、セキュリティ対策についてをお伺いして1回目の質問といたします。

○議長 水島美喜子君 総務部審議監。

○総務部審議監 安原雄二君 (登壇) 6点ほどご質疑があったと思うのですが、順次ご答弁申し上げます。

1点目です。条例の制定により市民にもたらされるメリットについてですが、電子申請の取組につきましては、令和4年4月より砂川市まちづくり出前講座申込みと地域コミュニティ活動支援事業補助金制度交付申請の2点の電子申請を開始したところでございます。地域コミュニティ活動支援事業補助金制度の交付申請につきましては、個別に要綱の一部改正をして、パソコンやスマートフォンから電子申請を開始しております、83町内会のうち、およそ30町内会から電子申請を受け付けたところであります。利用された町内会からは、市役所3階の申請窓口まで来庁することなく手続が完了し、利便性が高まったといった声をお聞きしているところであります。本条例を制定することによって、条例、規則、要綱等において書面等により行うこととされていた手続について個別の条例等を改正することなくオンラインでの申請により手続が可能となるものであり、これにより電子申請による手続が拡大し、市民が市役所まで足を運ばなくても24時間365日、スマートフォンやパソコン等を利用してどこからでも申請手続を完了することができ、時間と労力の削減、システム入力による記入ミス等の防止効果など、複数のメリットが生まれ、市民の利便性向上につながるものと考えているところであります。

続きまして、2点目、当面どのような事業が行われるのか、具体的な内容についてですが、本条例は個別の条例等を改正することなく、市民のパソコンやスマートフォン、インターネット技術、市のパソコン等を活用してデジタルデータで扱うことができることとする通則条例であります。本条例を制定することによる展開としては、申請、処分通知、縦覧、文書の作成、保管などのデジタル化が考えられますが、システムなどの技術的な課題

等から、まずは現状システムでも可能であり、市民の利便性向上に最もつながる電子申請の拡大を積極的に進めていくことを検討しているところであります。令和2年12月に策定されたデジタルガバメント実行計画では、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続として、処理件数が多く、住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続とされているところであり、例としては図書館の図書貸出手続、文化、スポーツ施設等の利用予約、研修、講習、各種イベント等の申込み、地方税申告手続、道路占用許可申請等、粗大ごみ収集の申込み、産業廃棄物の処理、犬の登録申請、死亡届などがあります。現在市では、全庁的に申請手続件数等を調査中ではありますが、参考例などを基に、市民の利便性向上や業務の効率化につながる手続について整理し、申請フォームなどの開発を行い、徐々にではありますが、電子申請できる件数を増加させていきたいと考えているところであります。

続きまして、申請等において手数料が発生する場合、どのような取扱いになるのかということです。申請等につきましては、手数料が発生する取扱いにつきましては手数料の支払いや証明書等を受領するために市役所に来庁しなくてもよい取扱いになるよう考えております。初めに、自宅等より本人確認を行うため、マイナンバーカードを使い、パソコンやスマートフォンから電子申請フォームを開き、次に申請画面からクレジットカード情報を登録いただき、支払い手続となり、市では入金確認後に証明書などを郵送する取扱いになると考えているところであります。なお、現状では系統的に手数料を受領できる環境となっていないことから、手数料の支払いを行う具体的な手続の検討を行っていませんが、将来的に導入することも想定し、本条例に手数料納付について規定を定めているところであります。

続きまして、本人を確認すべき事情がある場合、また原本を確認する必要がある場合の具体的な事例と対応についてですが、本条例第3条第6項及び第4条第5項において、電子情報処理組織による申請等、または処分通知等において対面により本人確認をすべき事情がある場合や原本を確認する必要がある場合について定めております。具体的な事例としては、対面により申請を行う必要がある場合として生活保護の申請が想定されます。また、原本の提出においては、公営住宅入居時の契約等における印鑑登録証明書の提出などが想定されるところであります。処分通知に関しましては、対面による本人確認や原本の交付についての具体的な事例が現状では存在していませんが、将来的に発生することを考慮して条文を定めております。これらの手続に対する対応についてですが、本条例においては対面で行う部分や原本確認を要する部分以外について手続のオンライン化を可能とする内容となっておりますが、手続の一部分だけについてオンライン化することの利点は少なく、手続の煩雑化を招く結果となることが考えられますので、現状としてはオンライン化の実施にはなじまない手続であると考えており、市民の利便性向上につながるその他の手続について優先的にオンライン化を進めていくことを考えております。

続きまして、パソコンやスマホを持っていないいわゆる情報弱者の対応についてですが、市では4月より電子申請を開始しておりますが、パソコンやスマートフォンを持っていない、または操作に不慣れな方たち、いわゆる情報弱者の方がおられることを認識しているところであります。その対応といたしましては、今月30日より公民館において高齢者等スマートフォン体験教室を開催予定であり、これからスマートフォンの所有を予定している方を対象とした初級編ではスマートフォン使用時の注意点など、スマートフォンを所有して間もない方を対象とした中級編ではインターネットの注意点と楽しく便利な使い方など、スマートフォンの基本操作を理解している方を対象とした上級編ではマイナポータルの使い方などの教室を行うことを予定しております。このような機会を通して、デジタルに関心がない、または操作に不慣れな方たち関心を持ってもらい、パソコンやスマートフォン等を所有することでの利便性や操作性の向上を実感し、デジタルを身近なものとして感じていただくことが重要であることから、今後においても引き続き情報格差の解消に向けた取組を推進していきたいと考えているところであります。

続きまして、セキュリティ対策についてです。条例第9条第2項では、市は前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならないと定められており、情報通信技術を活用した行政の推進に関してのセキュリティ対策につきましては国のセキュリティに関するガイドラインを注視し、対応したいと考えているところであります。また、本年4月より行っている電子申請サービスに関しましては、個人情報等も扱い、通信途中で改ざんや傍受されてはいけない情報ですので、情報を暗号化し、インターネットではない行政専用回線の総合行政ネットワーク、L GWANを介して業務アプリケーションを共同利用できるL GWAN—A S Pにアプリケーションとデータを格納して安全性及び信頼性の確保に努めているところであります。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 条例が今回提案されてくるということは砂川市も相当な勢いで進んでいくのかと思って、ついていけるかなと心配しながら質疑をしたのですけれども、今の答弁を聞いているとそんなにびっくりするほど一気にインターネットでどうとか、電子の関係がということではなさそうなので、少し安心したと言ったら変なのですけれども、高齢者も大分スマホは持っていますので、スマホで何とか対応できるぐらいの、今の状況だとそんなことなのかとも思いますので、ただこれから国もどんどん進めていくのだろうと思うのです。このことが砂川みたいな地方の場合にどこまでどう生かされて、どう便利なのかというのは考えてしまうというところがありますよね。全てインターネットや何かでやれるようになれば、今度は人の動きというのがなかなか出てこなくなってくるわけですから、どこかに行ったついでに、役所に行ったついでに買物をしようとかということもだんだんなくなってきてしまうのかもしれないし、逆に言って公共交通機関が不便である砂川市にとってはタクシーを使ったり、家族に乗せてもらって市役所に来るよりはスマホで手続

ができればより便利になっていくのだろうとも思って、この辺のところは都会ではない砂川市ではどんなふうにこれからなっていくのかというのがなかなか予想ができないという感じもしているわけなのですけれども、今答弁の中で大体分かったのですが、先ほどの処分通知、あるいは対面で本人を確認する場合はあまりない感じですよ、今のところ。生活保護の申請とか、あるいは公営住宅での申請とか。

ない中でこの条例ができていくわけなのですけれども、条例を読むと今の3条、4条の部分なのですけれども、規則で定めるとなっているのです。その規則を見ると、全てが市長等が認める場合となってしまうのですけれども、そういうときがくるかもしれないですよ、今はないと言われていても。普通に規則に定めるということになって、市長が認めるということになっていってしまうと何の具体的もないわけではないですか。この辺のところは規則に何らかのものがあってもいいのではないかと。両方です。例えば申請等をする場合や処分通知等を受ける者、対面あるいは原本の確認をするという具体的なものが規則が書かれている。でも、この規則は、市長の認めるものと、全く具体的な条文ではないというところなんです。この辺のところは、どうしてこういう条文立てになっちゃっているのかをお伺いしたいと思います。

先ほどインターネットの利用なんかで市民の皆さんの中には、格差と言ったら大げさ、あまりいい言葉ではないので、嫌なのですけれども、差がありますよねという話で、今のところはスマホの対応でスマホ教室みたいなのを開くというお話もあったのですが、今後例えば電子入札で会社が、そういうことが書かれているわけなのですけれども、電子申請あるいは判この代わりに本人を明確化させるための電子認証みたいなものも当然予測されていくのだろうと思うわけなのですけれども、そもそも国の法律が基になっていますが、国の法律でも第12条では、地方公共団体の努力義務なのですけれども、格差の是正を図っていかねばという努力なのですが、これは決してスマホの教室を開くという話ではないのだろうと私は思うのですけれども、国が公共団体に求めるもの、砂川市に求めるものなのですけれども、その程度のものなのかどうなのか、この辺のところをお伺いしたいと思います。

それから最後に、セキュリティの関係なのですけれども、先ほどの教育長の行政報告の中でも中学校の子供たちの個人情報が出てしまった。結局人と人が会っていればこんなことはなかった。インターネットのメールのやり取りでなっちゃったのだろうと思うわけです。インターネットが普及していくことというのは、これはいいことだし、とどめようもないことなのだろうとは思いますが、ただ私が心配なのは、行政事務の外部委託というのが大分進められてきていると思うのです。つまり今まで職員の中でやっていた。砂川市はどうでしょう、納税の関係なんか外部委託しているのではないかと。砂川市はどうか、そこは違うのかな。他のまちなんかでは、納税の納付書を外部委託していたりとかという場合があるのです。だんだんそうなっていくと、幾ら職員が気をつけた

としても、委託している外部の事業者に何かの失敗があったり、何かあったときには砂川市の情報がみんな漏れてしまう可能性もあるわけで、そういう心配はインターネットの関係がどんどん普及していけば普及していくほどその危険性も大きくなってくとも私は思うものですから、この辺のところはセキュリティをしっかりとやっていただいて、個人情報もしっかり守ってほしいと思っているのですけれども、今まで何点かの質疑をしましたけれども、お答えいただければと思います。

○議長 水島美喜子君 総務部審議監。

○総務部審議監 安原雄二君 3点ほどご質問をいただきました。

1点目のいろいろなものを規則で定めているが具体的な例が示されていないということなのですが、先ほど第1回目の答弁でもご説明したとおり、今1,000種類ぐらいの申請書があるのですが、その中でどういったものがどのぐらいの件数の申請が年間あるのだろうかというのを調査中であります。押印廃止のときにもそうだったのですが、例えば誰が書いてもいい記名と押印するパターンですとか、必ず署名、自署でやらなければならないものですとか、いろいろな申請の種類がございます。そういったものを例えばマイナンバーカードを使ったことによって確実に本人確認ということはできるのですが、それに代わる措置として市長が規則で定めるという条文のつくりになっています。ですから、まだ調査結果が明らかになっていない時点で本人確認、そのレベルの区分けをまだしていませんので、そのレベルの区分けをしたときに、今の規則ではまずいとかとなって改正する余地を残すために、今回あえて具体的に規則に定めていないというのが1点目の答えです。

2点目、スマホ等やパソコンに不慣れな方がいらっしゃる。市の対応として高齢者のスマホ等の教室をご提示させていただいたのですが、これもDXの推進計画の中の一部にもあるのですが、国としても最重要課題で、スマホの使い方を国民にも知らせていって、スマホのほうでマイナンバーカードを読み取りする機能もついていますので、国としてもマイナンバーカード100%を推進するということがありますので、そちらをいろいろな交付金とかを使って推進しているところです。たまたま今年度におきましては、高齢者のスマホ等の教室が今月からあるので、お示しさせていただきましたが、秋以降ぐらいに予定している毎年行っている地域力UP講座とか、これも講習会っぽくなってしまいますけれども、そちらも活用して格差を是正するための施策を現在検討中でございます。

あと、3点目、セキュリティに関してです。納付書とかを外部委託をしていることはないのかと聞かれていたのですが、砂川市に関しましては自前で納付書を打ち出して、印刷して発送しております。その辺は、インターネットの世界なので、いろいろなご心配は当然お持ちだと思うのですが、電子申請に関しましては、先ほどもご答弁させていただいていますけれども、情報が市に来る前に傍受とか改ざんされるおそれがありますので、そういったところは暗号化という技術を使って、なおかつインターネットとは別に、

L GWAN回線といって地方公共団体以外は接続されないところにサーバーを置いて、セキュリティを万全にしているという回答をしたのですが、そういったことで、あと毎年国からセキュリティポリシーの指針、ガイドラインが示されておりまして、情報化に関して刻々と状況が変わっていますので逐一、今回もセキュリティポリシーを見直しておりますけれども、そういった指針を基に常に最新の情報を仕入れながらセキュリティポリシーを見直して、セキュリティに関する対策を講じているところでございます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第2号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第3号及び第4号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第3号及び第4号の一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号の総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号の総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております4議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

6月14日まで本会議を休会することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時45分